

「セミクローズ型ワークスペース」の購入に係る調達先の公募について

下記について調達先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出してください。

令和5年2月7日

支出負担行為担当官
東北経済産業局総務企画部長 藤岡 伸嘉

1. 契約概要

(1) 調達物品の名称及び数量

「セミクローズ型ワークスペース」の購入（詳細は仕様書のとおり）

(2) 納入期限

令和5年3月31日（金曜日）

(3) 納入場所

東北経済産業局総務企画部会計課調度係
（仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階）

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日付け38会第391号）に基づいた、令和04・05・06年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。
- (2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話で受付けることとする。受付時間は次のとおりとする。
9時30分から12時00分、13時30分から16時30分
（但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。）

(2) 問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係
電 話 022-221-4869

4. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和5年2月14日（火曜日）12時（必着）

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出

政府電子調達（GEPS） URL：<https://www.geps.go.jp/#>

2) 紙による提出

提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電 話 022-221-4869

※郵送により見積書等を提出する場合は、予め電話により調度係に連絡すること。

3) 提出する書類

ア 見積書

イ 2. (1)に係る資格審査結果通知書（全省統一資格）の写し。ただし、同一年度内におけるオープンカウンター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。

4) 見積書に関する注意事項

ア 様式は任意とする。

I) 法人の場合は、法人名及び代表者氏名を記載すること。

II) 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

イ 消費税率は10%で見積もり、消費税額の円未満の端数は切り捨てとすること。

5. 電子調達システムの利用

- ・ 本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。
- ・ ただし、紙による提出も可とする。

6. その他

- ・ 請負先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- ・ 結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。
- ・ 本件は、売買契約書を作成する。約定は東北経済産業局物件売買契約条項のとおりとする。
- ・ 受注した場合の支払いは、後日銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。
- ・ グリーン購入法（国等による環境物等の調達の推進等に関する法律）の対象品目は、同法適合商品であること。
- ・ 保証期間は、メーカー保証期間または1年間のうち、いずれか遅い日までとする。

仕 様 書

1. 調達する物品に係る要件（セミクローズ型ワークスペース（4～6人用））

① 4～6人用吸音パネルブース

製品名	KOKUYO PFR-DCD2222L-0Y 1
数量	1
同等品	不可 ※色違いについてのみ応相談

② ワークテーブル

製品名	KOKUYO MT-V189BSAAMT1-E
数量	1
同等品	不可 ※色違いについてのみ応相談

③ 椅子

製品名	KOKUYO NFR-L2206C-6A M1M1 1
数量	2
同等品	不可 ※色違いについてのみ応相談

2. その他

- (1) 納入物品は新品であって中古品でないこと。
- (2) 指定した設置場所において、製品の搬入及び設置を行うこと。
- (3) 搬入、設置において、既存の施設等に損傷を与えることのないよう注意して行うこと。なお、やむを得ず損傷を与えた場合は、速やかに申し出て原状回復を行うこと。
- (4) 撤去した物品及び作業に伴う発生材は、関係法令に基づき供給者が適正に処分すること。
- (5) 国内にサポート拠点を有し、修理・部品交換を行えるアフターサービス体制を確立していること。なお、これに係る費用は本調達に含まないもの。
- (6) 納品物の保証期間は納品後1年間以上とし、設計・製作・施工・設置等の不備により生じた故障については無償にて迅速に修復すること。
- (7) 設置状況の記録写真をまとめ、設置完了後速やかに提出すること。

3. 連絡先（当局担当者）

東北経済産業局総務企画部総務課 畠山、三橋

電話番号：022-221-4856